

# 立川市立学校情報セキュリティ基本方針

令和8年1月1日  
立川市教育長決定

## (目的)

第1条 この基本方針は、立川市立学校設置条例（昭和39年立川市条例第66号）別表に定める立川市立学校（以下「学校」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、立川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び学校が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネットワーク コンピュータ等を相互に接続するための通信網及び構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。
- (2) 情報システム コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (3) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (4) 教育情報セキュリティポリシー この基本方針及び別に定める情報セキュリティ対策基準をいう。
- (5) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (6) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (7) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

## (対象とする脅威)

第3条 情報資産に対する情報セキュリティ対策の実施に当たり、対象とする脅威は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等
- (6) その他情報セキュリティを脅かす事案

## (適用範囲)

第4条 この基本方針の適用を受ける機関は、学校及び教育委員会とする。

2 この基本方針の適用を受ける者は、学校及び教育委員会に所属する教職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条に規定する教育公務員をいう。以下同じ。）並びに教育委員会に所属する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の職員をいう。以下同じ。）とする。

3 この基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- (1) ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- (3) 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書
- (4) 紙文書

（教職員の義務）

第5条 教職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって、情報セキュリティポリシー及び別に定める情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

（委託等に伴う措置）

第6条 委託等により、業務において学校が保有する情報資産を教職員以外の者に利用させる場合は、情報セキュリティポリシーと同等以上の水準での情報セキュリティを確保できるよう、契約等において必要な措置を講じるものとする。

2 委託等により、業務において学校が保有する情報資産を利用する教職員以外の者は、当該業務の範囲に限り利用するものとし、その際は情報セキュリティポリシーを遵守するものとする。

（情報セキュリティ対策）

第7条 第3条に規定する脅威から情報資産を保護するために講じる情報セキュリティ対策は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 組織体制 学校の保有する情報資産について、情報セキュリティ対策を推進するための組織体制を確立する。
- (2) 情報資産の分類及び管理 学校の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。
- (3) 物理的セキュリティ サーバ、情報システム室、通信回線、パソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。
- (4) 人的セキュリティ 情報セキュリティに関し、教職員が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。
- (5) 技術的セキュリティ コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。
- (6) 運用 情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。この場合において、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(7) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用 業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

（情報セキュリティ監査及び自己点検の実施）

第8条 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

（情報セキュリティポリシーの見直し）

第9条 情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、情報セキュリティポリシーを見直す。

（情報セキュリティ対策基準の策定）

第10条 この基本方針に基づいた情報セキュリティ対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。この場合において、情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより学校運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、外部に周知すべき事項を除いて非公開とする。

（情報セキュリティ実施手順の策定）

第11条 情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。この場合において、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより学校運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、非公開とする。

附 則

この基本方針は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和8年1月1日から施行する。